

## 鳥取県

### 農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和3年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		4.0E-3	1.2E-1	4.9E+0	5.0
64	エトフェンプロックス	7.6E+0	3.1E+0	7.3E+0	4.4E+0	22.4
117	テブコナゾール				6.1E-1	0.6
139	トラロメトリン			1.2E+0	4.0E-1	1.6
140	フェンプロパトリン			9.0E-1		0.9
153	テトラメトリン	6.9E+1	3.8E+0	7.2E+1	2.0E-2	144.3
181	ジクロロベンゼン	1.5E+2	8.7E+1			236.7
225	トリクロルホン		3.1E+0			3.1
251	フェニトロチオン		6.0E+1	1.1E+0		61.3
252	フェンチオン	1.7E+0	2.4E+1	1.7E+0		27.5
256	デカン酸				4.8E-1	0.5
350	ペルメトリン	1.5E+1	1.8E+1	9.9E+0	1.1E+1	54.1
405	ほう素化合物		4.8E-2	1.7E+1	4.0E-1	17.7
427	カルバリル			5.7E+1		57.0
428	フェノプカルブ			5.8E+0	2.9E+1	34.9
457	ジクロールボス	2.9E+1	2.7E+2			300.7
合 計		2.7E+2	4.7E+2	1.7E+2	5.2E+1	968.4

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫  
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等